

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年12月定例会

	<p>議案第53号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>					
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p>	<p>「行政DX及び情報発信」については、国においてデジタル庁が、大阪府においてスマートシティ推進部がそれぞれ設置されており、近隣市においても同様の組織を設置している例が多い。</p>					
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
	<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>					
<p>本市の重要施策である「公共施設の老朽化対策等」及び「行政DX及び情報発信」に係る取組みを、より効果的・効率的に進めていく体制を整えることを目的に、以下のとおり組織機構を変更する。</p> <p>■公共施設の老朽化対策等</p> <p>公共施設（学校施設を除く）の老朽化対策や営繕、施設機能の集約化、庁舎整備、跡地利活用などの公有財産管理については、建築や土地等の専門性が求められることとあわせて、業務が相互に関連している。また、中長期的に大きな財源を伴うこととなる。現在はこれらの業務・機能が分散しているため、ノウハウの集約を図り、公共施設等総合管理計画等に基づく財産管理や、庁舎・営繕に係る業務の総合調整、進捗管理を担う組織として、総務部に「財産管理室」を設置する。</p> <p>■行政DX、情報発信</p> <p>デジタル技術の活用による「市民サービスの向上」「庁内業務の効率化」「情報発信」の重要性が高まっていることから、令和3年度中に策定するDX推進計画の総合調整、進捗管理及び広報紙やホームページ、SNSなどの「情報発信」を一体的に推進していくため、企画財政部に「情報政策課」を設置する。</p>	<p>重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。</p>					
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p>					
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<p>76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている。 77 暮らしに役立つ情報が、わかりやすく、すぐに手に入る。 82 公共の施設の窓口が便利でわかりやすく親切である。</p>				
	<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>					
	<p>計画名称</p>					
<p>策定年度</p>						
<p>計画期間</p>						
<p>〈政策等の実施時期〉</p>	<p>令和4年4月1日</p>					
<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>				
<p>企画財政部</p>	<p>政策企画課</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）</p>				

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

本市が行う重要施策・取組みについて、より効果的・効率的に進めていくため、次のとおり機構改革を行う。なお、本条例は、部に関わる事務分掌を規定するものであるため、課及び臨時機構に関わる事務分掌は、別途規則改正を行う。

(1) 公共施設の老朽化対策等に係る業務分担の整理

公共施設（学校施設を除く）の老朽化対策や営繕、施設機能の集約化、庁舎整備、跡地利活用などの公有財産管理については、建築や土地等の専門性が求められることとあわせて、業務が相互に関連している。また、中長期的に大きな財源を伴うこととなる。現在、都市計画部営繕課、企画財政部財産管理課、新庁舎整備室と関連業務・機能が分散していることから、ノウハウの集約を図り、公共施設等総合管理計画等に基づく財産管理や、庁舎・営繕に係る業務の総合調整、進捗管理を担う組織として、総務部内に「財産管理室」を設置する。

(2) 行政DX、情報発信に係る業務分担の整理

デジタル技術の活用による市民サービス向上と行政事務の効率化を目的とする行政DXの推進について、令和3年度に策定を進めているDX推進計画に基づく業務の総合調整、進捗管理を担う組織として、また、デジタル技術の活用を踏まえ、広報やホームページ、SNSなどによる市内外への情報発信を、一体的かつ迅速に推進する機能を担う組織として、企画財政部内に「情報政策課」を設置する。

(3) まちづくりに係る組織の整理（規則改正）

都市計画部第二京阪道路沿道まちづくり推進室は、第二京阪道路沿道における土地区画整理事業の企画・調整業務を所掌し、都市整備部特定事業推進室は、今池整備事業及び星田エリアの課題解決に向けた業務を所掌しており、両組織の取り組みは一定進展している状況にある。引き続き処理すべき業務はあるものの、双方の職員規模が少ないことから、今後のまちづくりに係る個別事業の企画・調整を担う組織として、両組織を統合し、都市計画部内に「まちづくり推進室」を設置する。

2. 条例改正の内容

(1) 第2条において、下記のとおり加除を行う。

- ① 第1項（総務部）に、第14号（営繕、管財に関する事）を追加する。
- ② 第2項（企画財政部）の、第4号（管財に関する事）を削除し、第9号（情報政策、情報管理に関する事）を追加する。

(2) 第2条の2において、第4号（情報政策、情報管理に関する事）を削除する。

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 営繕、管財に関すること。</u></p> <p>2 企画財政部は、行財政の経営管理を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 情報政策、情報管理に関すること。</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2条の2 第1条第2項第1号に規定する室の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 企画財政部は、行財政の経営管理を担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 管財に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2条の2 第1条第2項第1号に規定する室の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 情報政策、情報管理に関すること。</u></p>